

根入れ深さを浅くした場合は、上部構造の耐力とも関連の深い基礎の立上り部分の寸法についても、設計上の適切な配慮を行うことが必要となる。

(4) 布基礎の構造方法

告示第1第4項においては、布基礎の構造方法について規定している。布基礎の規定の多くは、べた基礎の規定を準用して定められているが、根入れ深さ及び基礎底盤の厚さの規定が異なるほか、底盤の幅及び配筋の規定が付加されている。

べた基礎の根入れ深さは12cm以上としているが布基礎では24cm以上としている。根入れ深さは、基礎底部において必要とする許容応力度が確保できるかどうか、基礎の地上部分の立上り高さなどを含めた基礎剛性が構造耐力上適切かどうかの観点から検討することが必要である。

ごく地表面付近の表土は一般に不均質であり、雨水の浸入、不陸さらには植栽等の状況を考慮すると、性状などが安定しないおそれがあるので表土を取り除いて良好な基礎底を露出させることが必要である。また掘削における地盤の緩みをなくし、基礎とのなじみを良くするため基礎接地面の転圧、砕石や割栗石などによる地業も必要である。

布基礎の底盤厚さは15cm以上であるが、これは布基礎の底盤の上下面が土に接するので、令第79条のコンクリートの必要かぶり厚さ6cmを考慮して定めた値である。なお、べた基礎の場合には底盤の上面が土に接しない場合があり、その場合の必要かぶり厚さが4cmであることを考慮したため底盤厚さを12cm以上としている。べた基礎において、外周部分などで底盤の上下面が土に接するような構造方法を採用した場合にあっては、その部分の底盤厚さとしては布基礎と同等程度になるようにしなければならない。

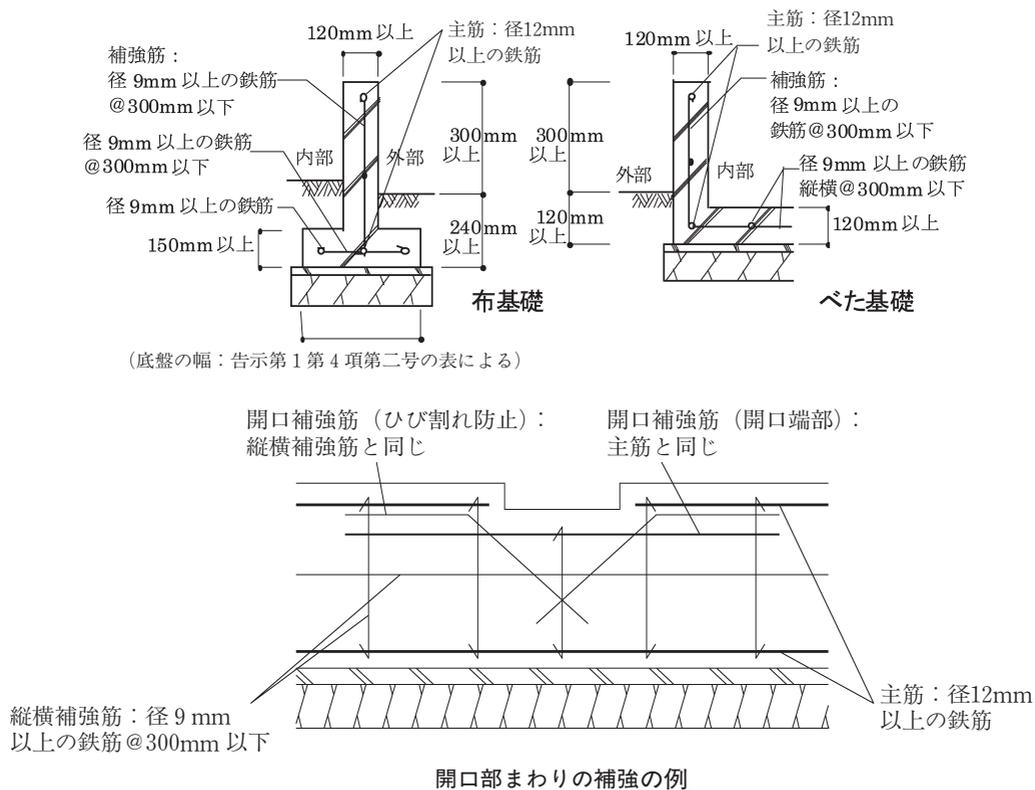


図3.1-4 基礎構造に関する規定の内容（鉄筋コンクリート造とする場合）